

議第116号 呉市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

国家公務員の給与に関する人事院勧告（令和7年8月7日付け）等を踏まえ、給与の改定等を行うものです。

2 主な改正の内容

（1）呉市職員の給与に関する条例の一部改正（第1条～第3条関係）

ア 一般職給料表、消防職給料表、教育職給料表及び医療職給料表の改定（第2条関係）

一般職給料表、消防職給料表、教育職給料表及び医療職給料表に定める給料月額を引き上げます。なお、この改定による平均引上げ率（一般職給料表）は、3.16パーセントです。

イ 期末手当・勤勉手当の支給割合の改定（第1条・第3条関係）

期末手当の年間支給割合を0.025月分、勤勉手当の年間支給割合を0.025月分引き上げます。これにより、期末手当と勤勉手当の年間支給割合の合計が、4.6月分から4.65月分（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（以下「再任用職員」といいます。）については、2.4月分から2.45月分）に増加します。

【期末手当と勤勉手当の各期別支給割合】

令和7年度

（括弧内は再任用職員 単位：月）

期別区分	現 行			改 正 案		
	期 末	勤 勉	合 計	期 末	勤 勉	合 計
6月期	1.25 (0.7)	1.05 (0.5)	2.3 (1.2)	1.25 (0.7)	1.05 (0.5)	2.3 (1.2)
12月期	<u>1.25</u> <u>(0.7)</u>	<u>1.05</u> <u>(0.5)</u>	<u>2.3</u> <u>(1.2)</u>	<u>1.275</u> <u>(0.725)</u>	<u>1.075</u> <u>(0.525)</u>	<u>2.35</u> <u>(1.25)</u>
計	<u>2.5</u> <u>(1.4)</u>	<u>2.1</u> <u>(1.0)</u>	<u>4.6</u> <u>(2.4)</u>	<u>2.525</u> <u>(1.425)</u>	<u>2.125</u> <u>(1.025)</u>	<u>4.65</u> <u>(2.45)</u>

令和8年度以降

（括弧内は再任用職員 単位：月）

期別区分	現 行			改 正 案		
	期 末	勤 勉	合 計	期 末	勤 勉	合 計
6月期	<u>1.25</u> <u>(0.7)</u>	<u>1.05</u> <u>(0.5)</u>	<u>2.3</u> <u>(1.2)</u>	<u>1.2625</u> <u>(0.7125)</u>	<u>1.0625</u> <u>(0.5125)</u>	<u>2.325</u> <u>(1.225)</u>
12月期	<u>1.25</u> <u>(0.7)</u>	<u>1.05</u> <u>(0.5)</u>	<u>2.3</u> <u>(1.2)</u>	<u>1.2625</u> <u>(0.7125)</u>	<u>1.0625</u> <u>(0.5125)</u>	<u>2.325</u> <u>(1.225)</u>
計	<u>2.5</u> <u>(1.4)</u>	<u>2.1</u> <u>(1.0)</u>	<u>4.6</u> <u>(2.4)</u>	<u>2.525</u> <u>(1.425)</u>	<u>2.125</u> <u>(1.025)</u>	<u>4.65</u> <u>(2.45)</u>

ウ 通勤手当に係る改正（第3条関係）

自動車等の交通用具を使用して通勤する職員の通勤手当の額について、国家公務員の通勤手当に準じ、改正するものです。

（ア）駐車場の利用に対する通勤手当の新設

通勤の際、自動車等の交通用具を使用して、職員自らの負担により借り受けている駐車場を利用する場合、職員の自己負担を軽減するため、1か月当たり5,000円を上限として駐車場の利用に対する通勤手当を支給します。

（イ）距離区分の追加に伴う上限額の改定

国家公務員の自動車等の交通用具の通勤手当の距離区分の上限が現行の60キロメートル以上から100キロメートル以上とされたことを踏まえ、本市においても、国家公務員に準じて距離区分を追加するとともに、自動車等の交通用具の通勤手当の上限額を33,600円から66,400円に改定します。

エ 宿日直手当の上限額の改定（第1条関係）

宿日直手当の上限額を21,000円から22,500円に改定します。

オ 医師の初任給調整手当の上限額の改定（第1条関係）

医師の初任給調整手当の上限額を416,600円から417,600円に改定します（実支給額については、当面、改定の予定はありません。）。

カ 昇給の基準の改定（第1条関係）

一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものの昇給の号給数を2号給とします。

（2）一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第4条・第5条関係）

ア 特定任期付職員の給料表の改定

特定任期付職員（高度の知識経験又は優れた識見を有する者として任期を定めて採用された職員をいいます。以下同じ。）の給料月額を次のとおり引き上げます。

号給	現 行	改 正 案
1	392,000円	405,000円
2	440,000円	455,000円
3	492,000円	508,000円
4	555,000円	574,000円
5	634,000円	655,000円

イ 特定任期付職員の期末手当・勤勉手当の支給割合の改定

特定任期付職員の期末手当の年間支給割合を0.025月分、勤勉手当の年間支給割合を0.025月分引き上げます。これにより、特定任期付職員の期末手当と勤勉手当の年間支給割合の合計が3.65月分から3.7月分に増加します。

【期末手当と勤勉手当の各期別支給割合】

令和 7 年度

(単位 : 月)

期別区分	現 行			改 正 案		
	期 末	勤 勉	合 計	期 末	勤 勉	合 計
6 月期	0.95	0.875	1.825	0.95	0.875	1.825
12 月期	<u>0.95</u>	<u>0.875</u>	<u>1.825</u>	<u>0.975</u>	<u>0.9</u>	<u>1.875</u>
計	<u>1.9</u>	<u>1.75</u>	<u>3.65</u>	<u>1.925</u>	<u>1.775</u>	<u>3.7</u>

令和 8 年度以降

(単位 : 月)

期別区分	現 行			改 正 案		
	期 末	勤 勉	合 計	期 末	勤 勉	合 計
6 月期	<u>0.95</u>	<u>0.875</u>	<u>1.825</u>	<u>0.9625</u>	<u>0.8875</u>	<u>1.85</u>
12 月期	<u>0.95</u>	<u>0.875</u>	<u>1.825</u>	<u>0.9625</u>	<u>0.8875</u>	<u>1.85</u>
計	<u>1.9</u>	<u>1.75</u>	<u>3.65</u>	<u>1.925</u>	<u>1.775</u>	<u>3.7</u>

3 施行期日

(1) 第 1 条, 第 2 条及び第 4 条の規定

公布の日 (一部を除いて令和 7 年 4 月 1 日から適用)

(2) 第 3 条及び第 5 条の規定

令和 8 年 4 月 1 日